

うるま市告示第75号

うるま市食の自立支援サービス事業実施要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

うるま市長 島袋 俊夫

### うるま市食の自立支援サービス事業実施要綱

うるま市食の自立支援サービス事業実施要綱(平成18年うるま市告示第192号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、在宅で生活する虚弱な高齢者等の居宅を訪問し、配食サービスを計画的に提供することにより、当該高齢者の食生活の改善を図るとともに、安否確認を行うことを目的にうるま市食の自立支援サービス事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体及び委託)

第2条 事業の実施主体は、うるま市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると市長が認める場合は、利用者、サービス内容及び利用者負担金の決定を除き、事業の一部を社会福祉法人及び民間事業者（以下「実施施設」という。）に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、本市に居住するおおむね65歳以上の高齢者のうち、単身世帯若しくは高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯等の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 心身の機能低下、傷病等の理由により調理が困難な者
- (2) 退院直後で医師の指示により治療食相当の食事が必要な者
- (3) 低栄養の状態にあり、栄養管理が必要な者
- (4) その他市長が特に必要があると認める者

(事業の内容及び利用調整)

第4条 事業の内容は、原則として、週5回を限度に昼食及び夕食を居宅に配達し、その際に当該利用者の安否を確認し、健康状態に異常があった場合は、関係機関に連絡を行うものとする。

2 市長は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族等が希望する情報を収集及び分析するとともに、インフォーマルサービス（地域の実情に応じ地域住民が主体となった活動などのサービスをいう。）も含めた社会資源の状況を勘案し、利用調整を行うものとする。

(利用の申請等)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、食の自立支援サービス利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画等又は相談受付票を添付の上、市長に提出するものとする。

(利用者の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、事業の利用の可否を決定し、その結果を食の自立支援サービス利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定をしたときは、食の自立支援サービス提供依頼書（様式第3号）により実施施設に通知するものとする。

(利用者負担金)

第7条 前条第1項に定める決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、食事の提供に伴う原材料費、調理費等の実費として、1食当たり500円を負担しなければならない。

ただし、市民税非課税世帯に属する者は、1食当たり400円とする。

2 前項の市民税課税の要件については、4月から6月までは前年度の課税状況により、7月から翌年3月までは当該年度の課税状況により判定するものとする。

(事業実施に当たっての留意点)

第8条 実施施設は、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を行うものとする。

2 市長は、食の自立支援の観点から、実施施設、民生委員等の関係機関との連携を密にするとともに、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 実施施設は、業務を行うに当たって、利用者の人格を尊重するとともに、当該利用者及びその家族について知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務を退いた場合も同様とする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のうるま市食の自立支援サービス事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。